

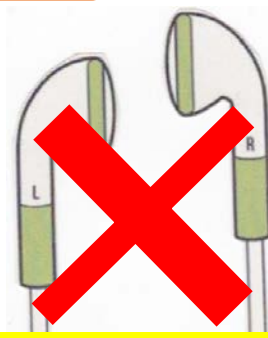
やめて！

音楽を聴きながらの運転！

罰則：5万円以下の罰金



ヘッドホン



イヤホン

☆大音量でカーステレオやラジオを聞くことなども、違反の対象になります。

全ての車両が対象

自転車



オートバイ



自動車



安全な運転に必要な交通に関する音又は声[※]が聞こえないような状態で車両を運転すると、道路交通法の違反となります。

ただし、

- 聴覚が低下した方が補聴器を使用する場合
- 警察官や消防官などが業務のためにイヤホンを使用する場合は違反となりません。

※「安全な運転に必要な交通に関する音または声」

警音器の音

緊急自動車のサイレン音

警察官の指示